

「日本再興戦略」改訂 2014  
 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)  
 (農業関係部分の主な記述を抜粋)

### 3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

#### (1) 攻めの農林水産業の展開

農業が競争力と魅力ある産業に生まれ変わることで、地域経済の自律的な発展を牽引する役割を果たさなければならない。そのためには、意欲と経営マインドを持った農業の担い手が企業の知見も活用して活躍できる環境を整備することが重要である。そうした環境と農地集積バンクがあいまって、日本の農地が最大限有効に活用され、若者の地方回帰の契機となり、力強い農業の展開につながる事が重要である。

昨年 11 月に米の生産調整の見直しを含む農政改革の方向を決定したところであるが、これを農業の担い手が将来への希望と安心感を持てる農政への大きな政策転換の第一歩として、攻めの農林水産業の展開に向けた構造改革を多面的に実行する。

今回の改訂戦略においては、①農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の在り方を一体的に見直すことで、生産現場である地域において、自主性の発揮とスピード感のある農業経営を可能とすること、②流通とマーケティング、6 次産業化を含めた国内のバリューチェーンを再構築すること、③バリューチェーンを国際市場ともしっかりと連結するとともに新たな国内市場を開拓することに総合的に取り組むこととする。これにより、高い付加価値と強固なブランド力を伴いつつ、地域経済の牽引役たりうる攻めの農林水産業を展開する。

#### テーマ 4 : 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

#### テーマ 4 - ① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

##### (1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される。」

⇒農地中間管理機構は本年度から始動し、6 月 1 日までに 43 道府県で指定されたところ、担い手への農地の利用集積の進捗は今後毎年明らかにされる。(2010 年 : 49%)

《KPI》「今後 10 年間で産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する。」

⇒2011 年産の全国平均のコメの生産コスト 16,001 円/60kg

→2012 年産の全国平均のコメの生産コスト 15,957 円/60kg

(担い手のコメの生産コストは現在未発表だが、今後毎年明らかにされる。)

《KPI》「今後 10 年間で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする。」

2010 年 : 1 万 2511 法人 ⇒ 2013 年 : 1 万 4600 法人

《KPI》「6次産業化の市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円にする。」

2010年度：1.2兆円 ⇒ 2012年度：1.9兆円\*

\*6次産業化の農業関連の市場規模に漁業関連の市場規模を加える等により試算

《KPI》「2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円（現状（2012年）約4500億円）とする。」

⇒2013年：5505億円

## （2）施策の主な進捗状況

### （農地集積を担う農地中間管理機構の整備等）

- ・担い手への農地集積を担う農地中間管理機構を都道府県段階に整備する法律が、昨年12月に成立し、本年6月1日までに、43道府県において農地中間管理機構が指定された。また、同法と併せて、農業経営の法人化の推進、青年の就農促進策の強化等を行う農業経営基盤強化促進法等の改正が、昨年12月に成立した。

### （生産調整の見直し等の改革を決定）

- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」を昨年12月に策定し、経営所得安定対策については、米の直接支払交付金を2014年産から単価を半減し、2018年産から廃止すること、日本型直接支払制度については、2014年度から創設することをそれぞれ決定するとともに、生産調整については、5年後（2018年産）を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況になるよう取り組む方針を示した。これを受け、本年6月には、経営所得安定対策の見直しや日本型直接支払の創設についての関連法が成立したほか、農林水産業の生産現場の強化のための花き、養豚農業及び内水面漁業の振興を図る関連法の整備が行われた。

### （農林漁業成長産業化ファンド等による6次産業化を推進）

- ・6次産業化の推進を担う農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）については、43件のサブファンドが設立され、本年5月までに23件の出資が行われた。また、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進する農山漁村再生可能エネルギー法が昨年11月に成立したほか、本年6月に、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品の名称である地理的表示を知的財産として保護する制度の整備が行われた。

## （3）新たに講ずべき具体的施策

農業の生産性向上に向け革新的な一步を踏み出した農地中間管理機構関連法の成立、生産調整の見直しといった改革を、現場の実態に即して着実に推進するとともに、今回の成長戦略の改訂では、農業の成長産業化に向けた体系的な改革

を打ち出す。

農業の生産性を飛躍的に向上させ、農業の成長産業化を推し進めるため、企業の活力やノウハウを活用するとともに、企業の農業及び農業関連産業への参入を活性化させ、市場のニーズが生産現場に反映されるとともに、生産現場の品質が内外の消費者に届けられる仕組みを構築する。このため、i) 生産現場を一層強化するとともに、ii) 国内のバリューチェーンを有機的につなぎ付加価値を高め、iii) そのバリューチェーンを国際的に連結することで輸出を促進していく。さらに、新たな国内市場の開拓にも努める。具体的には、それぞれ以下のような施策に取り組む。あわせて、iv) 林業・水産業の成長産業化にも取り組む。

これらの取組を、今般改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げられた諸施策と一体的に推進することにより、農林水産業を成長産業化して、農業・農村の所得倍増を目指すとともに、美しく伝統ある農山漁村の継承と食料自給率・自給力の維持向上に資するものとする。

## i) 生産現場の強化

農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化、農地の大区画化、生産・流通システムの高度化等による生産性向上を図る。

### ①経営力のある担い手の育成

農地中間管理機構を本格稼働させ、新規就農希望者等を巻き込んだ担い手への農地集積・集約化を実現させる。今後、機構が新規参入者を含む担い手への農地集積・集約化に成果を出せるよう、各都道府県における機構へのガバナンスの状況をモニタリングし、適正に制度を運用していく。また、同機構の評価を農林水産業・地域の活力創造本部で評価する。

米の生産調整の見直しについては、農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備を進め、2018年産米からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行われるよう取り組む。このため、米の市場価格を含めきめ細かい米の需給・価格情報等を提供するなど需要動向を踏まえた農業経営が可能となる環境整備を進める。

また、農業経営者のための収入保険の導入について、関連する制度（農業共済制度等）の在り方を含め検討を進め、必要な法制上の措置を講ずる。

### ②農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革

下記の事項等の改革を「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）に沿って実施する。

#### ア) 農業委員会等の見直し

農業委員会は、遊休農地対策を含めた農地利用の最適化に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図る。

このため、農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。

その際、事前に地域による推薦・公募等を行えることとするほか、農業委員の過半は認定農業者とする。

さらに、農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員（仮称）の設置を法定化する。

#### イ) 農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件について、6次産業化等を図り経営を発展させようとする法人を支援する観点から見直す。①役員要件について、役員等のうち1人以上が農作業に従事しなければならないものとする。②構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けないものとする。

また、更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する。

所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとする。

#### ウ) 農業協同組合の見直し

地域の農協が主役となり、創意工夫を発揮して、農業の成長産業化に全力を挙げることができるように、今後、5年間で農協改革集中推進期間と位置付けて自己改革を促すとともに、自己改革が円滑に進むよう次期通常国会に関連法案を提出することを目指す。

中央会制度は、自律的な新たな制度へ移行するとともに、全農・経済連は、農協出資の株式会社に転換することを可能とする。

また、単協に関し、積極的な経済活動により利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てる旨を明確化するとともに、金融（信用・共済）事業に関するリスクや事務負担を軽減する事業方式を推進する。また、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。

さらに、単協・連合会組織の分割や株式会社、生協等への転換ができるようにする。

## ii) 国内バリューチェーンの連結

国内外のバリューチェーンを有機的に結合し、農林漁業サイドが食品産業サイドの付加価値をより多く取り込むことができるよう、農林漁業者主導の取組に加え、多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進する。その核として農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）を積極的に活用する。

また、畜産・酪農分野を更に強化し、市場のニーズに的確に対応したマーケットインの発想等に基づき日本農業の強みを伸ばすとともに、飼料用米の安定的な需要先を確保する。

### ① 6次産業化の推進

A-FIVE については、最近では出資件数は増加傾向にあるものの、その出資状況はまだ十分とはいえない。投資実行を十分なものとするための大きな課題として、案件形成において農林漁業者の出資能力が不足しているとの指摘があることから、法施行後3年（2015年12月）を目途とした見直し・検討の中で、農林漁業者の出資割合の取扱いについても法改正を含め総合的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

それまでの間、①農業参入した企業等によるファンド活用を推進するためのガイドラインを策定し、当該企業等を明確に農林漁業者として位置付けることや、②状況に応じてサブファンドの出資割合の引き上げを可能とすることについて今年度中に措置するとともに、資本金劣後ローンの積極的な活用や植物工場を含め合弁事業体等が行う6次産業化に必要な農業生産を出資対象とすることや、アグリビジネス投資育成株式会社等との連携を通じて、ファンド活用を推進する。

### ② 6次産業化等による畜産・酪農の成長産業化

国産飼料・飼料用米を活用し、畜産・酪農における生産物の差別化・ブランド化を図る。飼料用米をはじめとする地域の飼料資源の供給・加工流通等の体制を整備するとともに、新技術の開発・普及・定着を図り、畜産クラスターを構築し、地域ぐるみで収益向上を図るとともに生産基盤を強化する。また、酪農家の創意工夫による6次産業化・輸出の取組を支援するため、2015年度から、

ア) 指定団体との生乳取引について、指定団体の機能に留意しつつ、改善することとし、

- ・ 日量1.5tの自家製造枠を3.0tに倍増する。
- ・ 酪農家が、指定団体への販売委託と同時に、特色ある生乳を乳業者（日量処理能力3.0t以下）に直接販売できるようにする。
- ・ 酪農家が、特色ある生乳について、乳業者と直接価格交渉し、乳価に反映させ

ることができるようにする。

イ) 6次産業化のための小規模な乳業施設や、輸出向けの乳業施設の設置について、その規制を緩和する。

これらの取組により、酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増させる。

### iii) 輸出の促進等

今後、人口増加・市場拡大が見込まれる海外市場に果敢に打って出るため、海外市場に合わせて国内の改革を進め、輸出環境を整備するとともに、海外市場で選ばれる商品へと体制を整えることにより、まずは2020年に日本の農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成し、その実績を基に、新たに2030年に輸出額5兆円の実現を目指す目標を掲げ、具体策を検討する。また、新たな国内市場の開拓にも努める。

#### ①輸出環境の整備

まず、輸出の弊害となりうる国内・海外の規制等を見直し、輸出先の求める規格の認証体制を強化するとともに、我が国食産業の海外展開等によるコールドチェーンなどの以下の輸出環境の整備を図る。また、農林水産物・食品の輸出に係る情報について、事業者が相談できるワンストップサービス化を図る。

- EU向けに水産物を輸出するための水産加工場のEU向けHACCP認定については、厚生労働省と農林水産省は協力し、その認定を適正な水準で行うよう確保するとともに、90日の標準処理期間を定め、今後5年間で100件程度の認証が行える体制整備を進め、申請を適切に処理する。また、養殖場等の登録申請について農林水産省は、都道府県と協力し、適切な進捗管理を行い、30日の標準処理期間のうちに登録を行う。
- 既存添加物（クチナシ色素、ベニコウジ色素、ベニバナ色素）として使用されている食品添加物については、国産加工品には広く使用されているものの、欧米で使用が認められていない。加工食品の輸出を促進するため、農林水産省は、厚生労働省の必要な協力を得て、事業者とともに、今年度中に優先リストを確定させ、主要国でも使用が可能になるよう、来年度以降、事業者によるデータ収集等を支援する。また、畜肉エキスが含まれる加工食品の米国への輸出が可能となるよう、農林水産省は、国産の畜肉エキスが含まれる加工食品の米国への輸出に向けた課題の整理を行うとともに、その結果を踏まえて輸出を希望する企業の意向調査を実施する。また、輸出を希望する企業があった場合、来年度以降、関係省は必要な政府間協議を実施する。
- 我が国農産物の食品としての安全性向上と食産業の競争力強化のため、国際的に通用する規格の策定と我が国主導の国際規格づくりに取り組む。例えば、我が国農産物の生産工程管理については、国内で統一されていないことに加え、

国際的な商流では受け入れられない場合がある。国内生産基盤の強化とともに海外バイヤーに訴求力のあるものとするよう、今年度から関係者の協議会を設け、輸出促進に向けた GAP の在り方の見直しを行う。また、法人形態での農業参入が増加することを踏まえ、従業員教育の徹底やトイレの配置、休憩所の確保等が適切に行われるよう取り組む。

- ・ 本年6月に策定したグローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、産学官が連携し、有望市場であるアジアなどの新興国を中心に、経済協力を戦略的に活用しつつ、我が国食産業の海外展開等によるコールドチェーン、流通販売網などの輸出環境の整備とマーケットイン型の輸出体制の構築を推進する。また、先端技術を活用した生産・加工・流通システムの構築により、地域企業等の農林水産物・食品の輸出促進を図る。

## ② ジャパン・ブランドの推進

現在、都道府県ごとに行っている輸出振興を、ジャパン・ブランドの下に結集し、ブランドを確立する。このため、品目別に輸出促進の司令塔・マーケティングを行う団体を育成・支援することとし、来年度から、順次、牛肉、茶、水産物等の分野において品目別輸出団体の設立を推進する。また、本年6月に創設する「輸出戦略実行委員会」がオールジャパンの輸出戦略の全体の司令塔として輸出促進に取り組む。

日本食材の輸出促進・食品企業の海外展開を図るため、ジャパン・ブランドの統一やクールジャパン機構等による日本食の海外展開支援と併せ、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、戦略的に真の日本食など日本食文化を広めるための司令塔として、官民合同のコンソーシアムを創設し、郷土食や地域食材を含む日本食文化の魅力発信等による日本食のブランド化や、輸出促進・海外展開のための環境整備、日本食文化を普及する料理人等の人材育成・日本食の海外出店支援等を推進していく。また、上記取組の推進に当たっては、JETROによる国際展開支援や輸出振興に関する知見等を活用し、連携して取り組む。

## ③ 輸出モデル地区・モデル品目等による成功事例の創出

HACCP 認証、ハラール認証や GLOBALG. A. P. の取得などの輸出環境整備、卸売市場の活用等に取り組む地域を輸出モデル地区として支援するとともに、牛肉・茶・水産物等について先行して品目別輸出団体を整備することにより成功事例の創出に努める。

## ④ 新たな国内市場の開拓

加工・業務用野菜、有機農産物、薬用作物等の需要が伸びている農産物について国産シェアを拡大させるとともに、医福食農連携、農観連携等により、新たな国内市場を開拓する。